

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4 第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2025年12月23日
【会社名】	Cross E ホールディングス株式会社
【英訳名】	Cross E Holdings Corporation Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役 松尾 貴
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 鶴田 修一
【本店の所在の場所】	長崎県佐世保市ハウステンボス町5番地3
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役松尾貴及び最高財務責任者鶴田修一は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般的に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、「財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）」の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について、整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金銭的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は建設及び機械設置工事事業並びにファシリティ・マネジメント事業を営んでおり、各事業拠点の事業活動の成果を最も示す売上高が事業拠点の重要性を判定する指標として適切であると判断いたしました。また、当社グループの全社的な内部統制が良好であることから従来の基準を踏襲し、連結売上高のおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として選定いたしました。選定した重要な事業拠点においては、工事施工等のサービスをお客様に提供し、対価を得ることを主たる事業目的にしていることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売上原価に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、各種引当金や固定資産の減損損失、繰延税金資産（負債）など見積りや経営者による予測を伴う勘定科目については、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、これらの勘定科目に係る業務プロセスをリスクの観点から財務報告に及ぼす影響が最終的に大きくなる可能性がある業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。